

# 特定建設作業（騒音・振動）の届出案内

山形市環境課

指定地域内で、騒音規制法・振動規制法・山形県生活環境の保全等に関する条例に該当する特定建設作業を行う場合は届出が必要です。ただし、作業が1日で終わる場合は届出不要です。

（山形市の）指定地域：工業専用地域を除く市街化区域（市街化調整区域は指定地域外）

	特定建設作業の種類	作業内容
騒音規制法	くい打機、くい抜機を使用する作業	人力もんけん、圧入式くい打・くい抜機、アースオーガと併用する作業を除く。
	びょう打機を使用する作業	
	さく岩機を使用する作業	手持式のブレーカーを含む。一日において連続50mを超えない作業。
	空気圧縮機を使用する作業	原動機（電動機以外）を用いるものであって、定格出力が15kW以上。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリート容量0.45m <sup>3</sup> 以上、アスファルト重量200kg以上。（モルタル製造のためのコンクリートプラントは除く。）
	バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上。（低騒音型建設機械に指定されているものを除く。）※
	トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上。（低騒音型建設機械に指定されているものを除く。）※
	ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上。（低騒音型建設機械に指定されているものを除く。）※
振動規制法	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	人力もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打機、くい抜機を除く。
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	舗装版破碎機を使用する作業	一日において、連続50mを超えない作業。
	ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。一日において、連続50mを超えない作業。
山形県条例	試すい機又はさく井機を使用する作業	
	路面切断機を使用する作業	
	ディーゼル機関又はガソリン機関を使用する作業	原動機の定格出力が3.7kW以上。

※国土交通省により低騒音型建設機械として指定されている機械は、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの」とされており、届出は不要。

## 届出要領

届出部数	<p>特定建設作業実施届出書 + 添付書類 各2部提出</p> <p>※「くい打機、くい抜機を使用する作業」及び「さく岩機・ブレーカーを使用する作業」の場合は、騒音規制法・振動規制法の両方の届出書が各2部必要だが、添付書類は2部でよい。</p> <p>※届出書の様式は山形市公式ホームページからダウンロードできる。</p>																								
添付書類	<p>①位置図 ②付近見取図 ③工事工程表</p> <p>※ほかに使用する機械の仕様がわかるカタログ等(任意)</p>																								
届出者	工事の元請人																								
届出期限	<p>特定建設作業開始の前日から遡って7日前まで（作業開始日は算入しない）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td></td> </tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>..... 届出期限</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>..... 中7日</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span> 特定建設作業開始日         </p>	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	6	7	..... 届出期限	8	9	10	11	12	13	14	..... 中7日
日	月	火	水	木	金	土																			
1	2	3	4	5	6	7	..... 届出期限																		
8	9	10	11	12	13	14	..... 中7日																		
届出先	<p>山形市環境課</p> <p>〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25 山形市役所10階</p> <p>TEL：023-641-1212（内線676、684、685）</p>																								

## 特定建設作業に関する騒音・振動規制基準※1

規制の種類/区域	第1号区域※2	第2号区域※2
騒音の大きさ	敷地境界で85デシベルを超えないこと	
振動の大きさ	敷地境界で75デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～午前7時を除く時間帯	午後10時～午前6時を除く時間帯
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内
	連続6日以内	
作業日	日曜日、祝日を除く日	

※1 災害等により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合はこの限りではない。

※2 区域区分は下表のとおり。

第1号区域	第1種・第2種低層住居専用地域，第1種・第2種中高層住居専用地域，第1種・第2種住居地域，準住居地域，近隣商業・商業地域，準工業地域，及び工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲80mの地域
第2号区域	学校・病院等の敷地の周囲80mの地域を除く工業地域

(記載例)

# 特定建設作業実施届出書

令和〇年7月28日

山形市長 ○○ ○○ 様

元請人が届出

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

山形市○○○1-1-1

届出者 株式会社 元請建設

代表取締役 ○○ ○○

TEL ○○○-○○○-○○○○

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	株式会社○○社屋新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	土留用レール打ち			
特定建設作業の種類	くい打機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、形式及び仕様	アースオーガ式くい打機 ○○製 ××型 △△式 (別添カタログのとおり)			
特定建設作業の場所	山形市○○一丁目1-1			(商業地域)
特定建設作業の実施の期間	自 令和〇年8月 5日		※特定建設作業を行う日数	
	至 令和〇年8月22日		うち12日間	
	作業しない日：日曜・祝日、8月13～15日			
特定建設作業の作業時間	作業開始時刻	作業終了時刻	作業(曜)日	実働時間
	自9時	至17時	月～金曜日	7時間
	自13時	至17時	土曜日	3時間
騒音防止の方法	<下表記載例参照>			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	山形市△△△1-1-1 株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号△△△-△△△△			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社元請建設 ○○ ○○ 電話番号□□□-□□□□			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	山形市×××2-2-2 株式会社下請建設 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号×××-××××			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社下請建設 ○○ ○○ 電話番号▲▲▲-▲▲▲▲			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

<記載例>

騒音防止の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防音シートで周りを囲う。</li> <li>・低騒音型機械を使用する。</li> </ul>
振動防止の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断続的に使用し、長時間の作業を避ける。</li> <li>・作業時間帯を厳守し、早朝、夜間の作業をしない。</li> <li>・アースオーガを併用し、打撃時間の短縮を図る。</li> <li>・高周波微振動バイブロハンマーを使用し、振動の軽減を図る。</li> </ul>

# 添付書類

## ・位置図



(上図は、国土地理院ホームページ 地図閲覧サービスより)

## ・付近見取図



## ・工事工程表

	8月																		使用機器				
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22					
準備工	斜線			特定建設作業実施日に赤で印をつける																			
土留工 (レール打)	赤塗り										日曜日	祝日			赤塗り	日曜日	赤塗り				アースオーガ 発電機		
掘削工													斜線			斜線	斜線	斜線	バックホウ				

・(任意で) 使用する機械の型式・仕様がわかるカタログ等